

## デジタル雑誌配信の権利処理ガイドラインの趣旨について

本ガイドラインは、日本雑誌協会が日本文藝家協会、日本写真著作権協会に提案し、両協会の賛同を得て、共同提案するものです。3団体ではそれぞれのホームページに、このガイドラインを公知いたします。

日本の雑誌出版界は、これまで多くの作家、写真家はじめ著者関係者の皆さんとともに歩み、世界で屈指の雑誌市場を形成し、豊かな雑誌文化を育んできました。日本には3000種類以上の雑誌があります。雑誌の最大の特徴は多様性です。多様な雑誌が、多くの読者に支えられて存立している国は、寛容で豊かな国、といわれています。それは、様々な考え方、見方を、それぞれの出版社、編集部の責任で、雑誌を通じて伝えるメディアであり、その国の多様性、文化の豊饒さのひとつの物差しと考えられているからでしょう。

こうした雑誌の本質的な特性は、これからも変わらない、変わってはいけないのではないかと考えられます。作家、写真家を含むすべての著作者の皆さんが作品を生む根源的な創作への心のありよう、いわば内的な衝動が原動力にあること、その動機も変わらないと思います。

その一方、デジタルネット環境の浸透、新端末の登場等によって雑誌を取り巻く環境は大きく変わっており、こうした変化の中で、これからも「雑誌の場」を維持、発展させていくためには、出版社が主体となり、新しい技術を活用、融合して、新たなモデルを雑誌に参加する作家、写真家を含むすべて著作者の皆さんとともに創出していくことが必要です。そのための環境づくりのひとつが、このガイドラインです。

したがって、日本雑誌協会、日本文藝家協会、日本写真著作権協会の3団体に所属する出版社、作家、写真家を含むすべての著作者の皆さん、さらにより多くの雑誌出版に係る皆さんに、このガイドラインの趣旨を、ご理解をいただき、未来の雑誌の場を、ともに築いていくことができれば幸いです。

日本雑誌協会が提案した本ガイドラインは、雑誌が印刷物としての販売とともに、デジタル配信されていく状況が一般化することが予想されることにかんがみ、雑誌と雑誌づくりに参加するすべての関係者の権利処理を可能な限り、簡易迅速に行う必要があるとの認識を共有するところから始まりました。

雑誌協会加盟各社は、雑誌ごとにこのガイドラインに準拠した取り決めを、作家、写真家と結ぶことが望ましいと考えます。

本ガイドラインが対象とするのは、外部に著作権が存在する場合であり、職務著作とされる場合や厳密な意味での買取が行われる場合は対象外になります。また本ガイドライン自体に法的拘束力はありません。

雑誌出版社が仕事を依頼する際に、本ガイドラインに準拠するという提案を行い、それに対して作家、写真家を含むすべての著作者の皆さんが承諾をして初めて効力が発生します。本ガイドラインに、すべての関係者が従わなければならないものではありませんが、多くの出版社、作家、写真家を含むすべての著作者が本ガイドラインに準拠した権利処理に合意できれば、出版社は安定した権利関係のもとで、新しいデジタルネット環境での「雑誌の場」の創出に専念することが期待できますし、そうする必要があると考えます。

なお、本ガイドラインは雑誌の電子的配信のビジネスモデルが未成熟な段階のものであることを前提としており、市場動向の推移などを見ながら見直していきます。